

横浜市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表 (抜粋)

現 行	改正後 (案)
<p>(第1条から第3条まで 省略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 小中学校等における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで</p> <p>(7) 開港記念日 6月2日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、校長は、教育上及び学校運営上特に必要と認め、教育長の承認を受けた場合、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を延長することができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。</p>	<p>(第1条から第3条まで 省略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 小中学校等における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで</p> <p>(7) 開港記念日 6月2日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、校長は、教育上及び学校運営上特に必要と認め、教育長の承認を受けた場合、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を延長することができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。</p> <p><u>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更することができる。</u></p>
<p>(第4条の2から第36条の2まで 省略)</p>	<p>(第4条の2から第36条の2まで 省略)</p>
<p>(休業日)</p> <p>第36条の3 高等学校における休業日については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p>	<p>(休業日)</p> <p>第36条の3 高等学校における休業日については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p>

(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで

(7) 開港記念日 6月2日

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮し、若しくは変更し、又は別に休業日を設けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

(第36条の4から第47条の2まで 省略)

(準用)

第48条 第3条から第4条第1項まで、第4条の2、第4条の3、第6条から第8条まで、第13条の2から第14条の3まで、第15条から第17条まで(教務主任、学年主任及び保健主任に係るものに限る。)、第17条の2から第19条まで、第20条から第33条まで及び第36条の規定は、特別支援学校について準用する。ただし、第4条第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更し、又は別に休業日を設けることができる。

2 前項において準用する第4条第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、前項において準用する第4条第1項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

3 第10条から第13条までの規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部について準用する。

4 第15条から第17条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)の規定は、特別支援学校

(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで

(7) 開港記念日 6月2日

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮し、若しくは変更し、又は別に休業日を設けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮し、若しくは変更し、又は別に休業日を設けることができる。

(第36条の4から第47条の2まで 省略)

(準用)

第48条 第3条から第4条第1項まで、第4条の2、第4条の3、第6条から第8条まで、第13条の2から第14条の3まで、第15条から第17条まで(教務主任、学年主任及び保健主任に係るものに限る。)、第17条の2から第19条まで、第20条から第33条まで及び第36条の規定は、特別支援学校について準用する。ただし、第4条第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更し、又は別に休業日を設けることができる。

2 前項において準用する第4条第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、前項において準用する第4条第1項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

3 第1項において準用する第4条第1項及び第1項ただし書の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項において準用する第4条第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更し、又は別に休業日を設けることができる。

4 第10条から第13条までの規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部について準用する。

5 第15条から第17条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)の規定は、特別支援学校

の中学部について準用する。

5 第 15 条から第 17 条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)及び第 38 条の規定は、特別支援学校の高等部について準用する。

(第 49 条から第 59 条まで 省略)

の中学部について準用する。

6 第 15 条から第 17 条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)及び第 38 条の規定は、特別支援学校の高等部について準用する。

(第 49 条から第 59 条まで 省略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。